## 尾張旭市監査公表第14号

令和2年3月30日付け尾張旭市監査公表第7号をもって公表した定例監査結果報告について、令和2年4月7日付け2健第21号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和2年4月28日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 さかえ 章 演

## 健康福祉部健康課

監査の指摘事項	措置状況
行政財産目的外使用許可申請に対し、	行政手続法の規定に基づき定めた標準
行政手続法の規定に基づき定めた標準処	処理期間内で適正に処理します。
理期間を超えて許可をしている。	